

令和3年経済センサス - 活動調査 産業別集計（製造業に関する集計）

結果の概要

概況

1. 産業別の状況（全事業所）	1
(1) 産業中分類別事業所数及び従業者数	1
(2) 産業中分類別製造品出荷額等及び付加価値額（従業者29人以下は粗付加価値額）	2
2. 品目別の状況（全事業所）	4
(1) 品目別産出事業所数	4
(2) 品目別出荷金額	5
令和3年経済センサス - 活動調査の概要	6
用語の解説	11
集計体系及び公表時期	16

令和4年12月26日
総務省・経済産業省

利用上の注意

1. 「令和3年経済センサス - 活動調査 産業別集計（製造業に関する集計）」（以下「産業別集計（製造業）」という。）は、製造業について「令和3年経済センサス - 活動調査」（以下「3年活動調査」という。）の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。
 - ・個人経営を除く事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
2. 令和4年5月31日に公表した「令和3年経済センサス - 活動調査（速報）」（以下「速報結果」という。）の製造業の結果は産業横断的集計のため、産業別集計（製造業）とは集計対象が異なっている。また、産業別集計（製造業）は速報結果である点にも注意が必要である。なお、令和4年9月30日に公表した「令和3年経済センサス - 活動調査 産業別集計（製造業）に関する集計（概要版）」は、従業者4人以上の事業所に限定した集計を行ったが、産業別集計（製造業）は従業者1～3人も含めた全事業所における集計を行っているほか、従業者4人以上の事業所について、産業細分類別、品目別、都道府県・市区町村別などのより詳細な集計を行っている。
3. 調査結果のうち、事業所数、産出事業所数、従業者数については、令和3年6月1日現在の数値、製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額については、令和2年1年間の数値である。
4. 3年活動調査においては、個人経営を含まない集計結果であることから、集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。
5. 従業者数、付加価値額の項目は、工業統計調査（以下「工業統計」という。）の集計における定義に合わせた形で再集計している（詳細は「用語の解説」を参照）。なお、速報結果の純付加価値額は企業等に関する集計であるため、事業所に関する集計結果である産業別集計（製造業）の結果とは異なっている。
6. 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

7. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

統計表中、「***」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満であることを示している。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

8. 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf

9. 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。

10. 集計に用いた産業分類については、以下の点に留意されたい。

(1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。本編における例外については次のとおりである。

本編	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

(2) 事業所の産業の決定方法は、次のとおりである。

・ 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。

- ・ 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の 11 産業である。

(3) 「中分類18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

11. 時系列比較を行う場合は、工業統計について、以下の点に留意されたい。

(1) 「経済センサス - 活動調査」（以下「活動調査」という。）のうち、産業別集計（製造業）においては、個人経営を除く全ての事業所を調査対象として集計しているが、工業統計については、国に属する事業所以外の従業者4人以上の全ての事業所を調査対象として集計していることから、接続しない年があることに留意されたい。

(2) 上記4. のとおり、3年活動調査においては、個人経営を含まない集計結果であることから、令和2年工業統計と単純比較ができないことに留意されたい。また、平成28年活動

調査においては、事業所数、従業者数については、調査対象のうち、個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額は、これらの調査分を含まない集計結果である。

- (3) 活動調査における「在庫額」については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従って税込み補正処理の対象外になっており、3年活動調査でもガイドラインを踏襲している。一方、工業統計では、連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補正処理をしている。なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なることから、時系列比較を行う際は十分な留意が必要である。
- (4) 平成24年工業統計については、東日本大震災による原発災害により指定された原発避難区域を調査の範囲から除外した。
- (5) 平成25年工業統計については、東日本大震災による原発災害により調査対象範囲から除外された原発避難指示区域のうち避難指示解除準備区域を調査の範囲に含める変更を行った。
- (6) 各年次に実施した統計調査名とそれぞれの調査時点及び調査期間は以下のとおりである。下線付きの年次の数値は活動調査、その他の年次の数値は工業統計の数値である。調査結果のうち、製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額については、表示年次における1年間の数値である。また、事業所数、従業者数については、3年活動調査及び平成28年活動調査並びに平成29年以降の工業統計は表示年次における6月1日現在の数値、平成24年活動調査は平成24年2月1日現在の数値、上記以外の工業統計は表示年次の12月31日現在の数値である。

統計調査名	経理外項目 (事業所数、従業者数)		経理項目 (製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額)	
	調査時点	表示	調査期間	表示
平成22年(2010年)工業統計	平成22年12月31日現在	平成22年	平成22年1月～12月	平成22年
平成24年(2012年)活動調査	平成24年2月1日現在	<u>平成24年</u>	平成23年1月～12月	<u>平成23年</u>
平成24年(2012年)工業統計	平成24年12月31日現在	平成24年	平成24年1月～12月	平成24年
平成25年(2013年)工業統計	平成25年12月31日現在	平成25年	平成25年1月～12月	平成25年
平成26年(2014年)工業統計	平成26年12月31日現在	平成26年	平成26年1月～12月	平成26年
平成28年(2016年)活動調査	平成28年6月1日現在	<u>平成28年</u>	平成27年1月～12月	<u>平成27年</u>
平成29年(2017年)工業統計	平成29年6月1日現在	平成29年	平成28年1月～12月	平成28年
平成30年(2018年)工業統計	平成30年6月1日現在	平成30年	平成29年1月～12月	平成29年
令和元年(2019年)工業統計	令和元年6月1日現在	令和元年	平成30年1月～12月	平成30年
令和2年(2020年)工業統計	令和2年6月1日現在	令和2年	令和元年1月～12月	令和元年
令和3年(2021年)活動調査	令和3年6月1日現在	<u>令和3年</u>	令和2年1月～12月	<u>令和2年</u>

12. 表、グラフなどで用いる産業名の略称は以下のとおり。

産業中分類名	略 称	産業中分類名	略 称
09 食料品製造業	食料	21 窯業・土石製品製造業	窯業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	22 鉄鋼業	鉄鋼
11 繊維工業	繊維	23 非鉄金属製造業	非鉄
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	木材	24 金属製品製造業	金属
13 家具・装備品製造業	家具	25 はん用機械器具製造業	は用
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	紙パ	26 生産用機械器具製造業	生産
15 印刷・同関連業	印刷	27 業務用機械器具製造業	業務
16 化学工業	化学	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子
17 石油製品・石炭製品製造業	石油	29 電気機械器具製造業	電気
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラ	30 情報通信機械器具製造業	情報
19 ゴム製品製造業	ゴム	31 輸送用機械器具製造業	輸送
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	32 その他の製造業	その他

概 況

1. 産業別の状況（全事業所）

(1) 産業中分類別事業所数及び従業者数

－ 事業所数が最も多いのは金属製品製造業、従業者数が最も多いのは食料品製造業 －

ア 事業所数を産業中分類別構成比で見ると、「金属製品製造業」（3万276事業所、構成比13.7%）が最も高く、次いで「食料品製造業」（2万4729事業所、同11.2%）、「生産用機械器具製造業」（2万3143事業所、同10.5%）、「プラスチック製品製造業（別掲を除く）」（1万3660事業所、同6.2%）、「印刷・同関連業」（1万3335事業所、同6.0%）の順となっている（第1表、第1図）。

イ 従業者数を産業中分類別構成比で見ると、「食料品製造業」（110万1170人、構成比14.6%）が最も高く、次いで「輸送用機械器具製造業」（102万802人、同13.5%）、「生産用機械器具製造業」（61万7739人、同8.2%）、「金属製品製造業」（59万6152人、同7.9%）、「電気機械器具製造業」（48万4675人、同6.4%）の順となっている（第1表、第1図）。

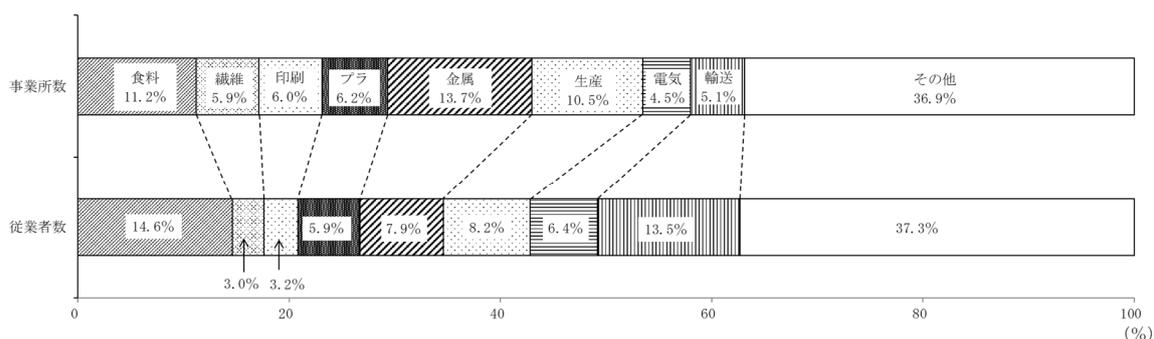
第1表 産業中分類別事業所数及び従業者数（全事業所）

産 業	項目	事業所数		従業者数	
		令和3年 (2021年)	構成比 (%)	令和3年 (2021年) (人)	構成比 (%)
製 造 業 計		220,912	100.0	7,560,044	100.0
09	食料品製造業	24,729	11.2	1,101,170	14.6
10	飲料・たばこ・飼料製造業	5,157	2.3	105,137	1.4
11	繊維工業	12,926	5.9	227,254	3.0
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	6,101	2.8	89,452	1.2
13	家具・装備品製造業	6,157	2.8	90,230	1.2
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	5,927	2.7	181,090	2.4
15	印刷・同関連業	13,335	6.0	243,527	3.2
16	化学工業	5,635	2.6	379,303	5.0
17	石油製品・石炭製品製造業	1,336	0.6	28,636	0.4
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	13,660	6.2	444,945	5.9
19	ゴム製品製造業	2,378	1.1	112,533	1.5
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	1,191	0.5	17,595	0.2
21	窯業・土石製品製造業	10,753	4.9	236,371	3.1
22	鉄鋼業	4,945	2.2	220,153	2.9
23	非鉄金属製造業	2,987	1.4	142,045	1.9
24	金属製品製造業	30,276	13.7	596,152	7.9
25	はん用機械器具製造業	8,112	3.7	321,843	4.3
26	生産用機械器具製造業	23,143	10.5	617,739	8.2
27	業務用機械器具製造業	4,806	2.2	211,878	2.8
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	4,551	2.1	413,579	5.5
29	電気機械器具製造業	10,002	4.5	484,675	6.4
30	情報通信機械器具製造業	1,297	0.6	113,309	1.5
31	輸送用機械器具製造業	11,173	5.1	1,020,802	13.5
32	その他の製造業	10,335	4.7	160,626	2.1

注1：事業所数及び従業者数については、個人経営を含まない。

2：事業所数及び従業者数の調査時点については、令和3年6月1日現在である。

第1図 産業中分類別事業所数及び従業者数の構成比（全事業所）



注1：事業所数及び従業者数については、個人経営を含まない。
 2：事業所数及び従業者数の調査時点については、令和3年6月1日現在である。

(2) 産業中分類別製造品出荷額等及び付加価値額（従業者29人以下は粗付加価値額）

－ 製造品出荷額等と付加価値額が最も多いのは共に輸送用機械器具製造業 －

ア 製造品出荷額等を産業中分類別構成比で見ると、「輸送用機械器具製造業」（60兆2308億円、構成比19.8%）が最も高く、次いで「食料品製造業」（29兆7276億円、同9.8%）、「化学工業」（28兆7305億円、同9.5%）、「生産用機械器具製造業」（19兆7080億円、同6.5%）、「電気機械器具製造業」（17兆8745億円、同5.9%）の順となっている（第2表、第2図）。

イ 付加価値額を産業中分類別構成比で見ると、「輸送用機械器具製造業」（14兆3348億円、構成比14.7%）が最も高く、次いで「化学工業」（11兆5975億円、同11.9%）、「食料品製造業」（10兆3178億円、同10.6%）、「生産用機械器具製造業」（7兆1908億円、同7.4%）、「電気機械器具製造業」（6兆3367億円、同6.5%）の順となっている（第2表、第2図）。

第2表 産業中分類別製造品出荷額等及び付加価値額（全事業所）

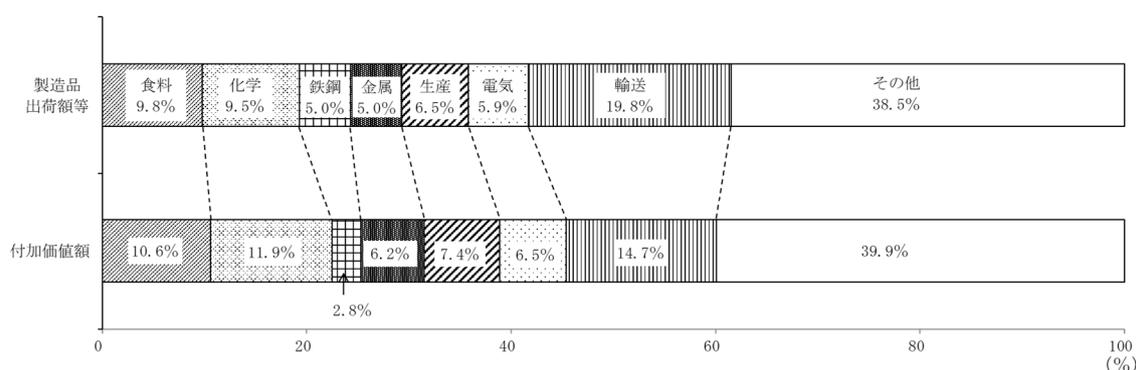
産 業	項目	製造品出荷額等		付加価値額	
		令和2年 (2020年) (億円)	構成比 (%)	令和2年 (2020年) (億円)	構成比 (%)
製 造 業 計		3,035,547	100.0	975,399	100.0
09	食料品製造業	297,276	9.8	103,178	10.6
10	飲料・たばこ・飼料製造業	93,184	3.1	27,758	2.8
11	繊維工業	35,353	1.2	13,970	1.4
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	27,854	0.9	9,110	0.9
13	家具・装備品製造業	20,437	0.7	7,595	0.8
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	71,245	2.3	22,455	2.3
15	印刷・同関連業	46,630	1.5	21,433	2.2
16	化学工業	287,305	9.5	115,975	11.9
17	石油製品・石炭製品製造業	111,772	3.7	15,610	1.6
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	126,557	4.2	47,119	4.8
19	ゴム製品製造業	30,008	1.0	13,002	1.3
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	2,723	0.1	1,082	0.1
21	窯業・土石製品製造業	76,418	2.5	32,992	3.4
22	鉄鋼業	151,183	5.0	27,012	2.8
23	非鉄金属製造業	94,527	3.1	22,696	2.3
24	金属製品製造業	152,036	5.0	60,771	6.2
25	はん用機械器具製造業	114,759	3.8	41,211	4.2
26	生産用機械器具製造業	197,080	6.5	71,908	7.4
27	業務用機械器具製造業	64,226	2.1	24,957	2.6
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	146,154	4.8	53,495	5.5
29	電気機械器具製造業	178,745	5.9	63,367	6.5
30	情報通信機械器具製造業	64,210	2.1	17,435	1.8
31	輸送用機械器具製造業	602,308	19.8	143,348	14.7
32	その他の製造業	43,557	1.4	17,922	1.8

注1：付加価値額について、従業者29人以下の事業所は、粗付加価値額である。

2：製造品出荷額等及び付加価値額については、個人経営を含まない。

3：製造品出荷額等及び付加価値額の調査期間については、令和2年における1年間の数値である。

第2図 産業中分類別製造品出荷額等及び付加価値額の構成比（全事業所）



注1：付加価値額について、従業者29人以下の事業所は、粗付加価値額である。

2：製造品出荷額等及び付加価値額については、個人経営を含まない。

3：製造品出荷額等及び付加価値額の調査期間については、令和2年における1年間の数値である。

2. 品目別の状況（全事業所）

(1) 品目別産出事業所数

－ 産出事業所数が最も多い品目は「オフセット印刷物（紙に対するもの）」 －

品目別の産出事業所数をみると、「オフセット印刷物（紙に対するもの）」（8414 事業所）が最も多く、次いで「その他の製缶板金製品」（3873 事業所）、「その他の製造食料品」（3093 事業所）、「その他の建設用金属製品」（2762 事業所）、「金属工作機械の部分品・取付具・附属品」（2725 事業所）、「生コンクリート」（2681 事業所）、「打抜・プレス機械部分品（機械仕上げをしないもの）」（2634 事業所）、「看板、標識機、展示装置（電氣的、機械的でないもの）」（2422 事業所）、「自動車用プラスチック製品」（2196 事業所）、「他に分類されない生産用機械器具の部分品・取付具・附属品」（2046 事業所）の順となっている（第3表）。

第3表 産出事業所数上位30品目の状況（全事業所）

順位	品目コード	品目名	産出事業所数 令和3年 (2021年)	主な都道府県		
				第1位	第2位	第3位
1	151111	オフセット印刷物（紙に対するもの）	8,414	東京	大阪	愛知
2	244619	その他の製缶板金製品	3,873	愛知	大阪	神奈川
3	099939	その他の製造食料品	3,093	埼玉	静岡	北海道
4	244219	その他の建設用金属製品	2,762	大阪	埼玉	北海道
5	266311	金属工作機械の部分品・取付具・附属品	2,725	愛知	静岡	大阪
6	212211	生コンクリート	2,681	北海道	愛知	福岡
7	245211	打抜・プレス機械部分品（機械仕上げをしないもの）	2,634	愛知	大阪	東京
8	329211	看板、標識機、展示装置（電氣的、機械的でないもの）	2,422	東京	大阪	愛知
9	183211	自動車用プラスチック製品	2,196	愛知	静岡	群馬
10	269929	他に分類されない生産用機械器具の部分品・取付具・附属品	2,046	愛知	大阪	東京
11	133111	建具（金属製を除く）	1,983	北海道	愛知	埼玉
12	269111	プレス用金型	1,926	愛知	大阪	静岡
13	145311	段ボール箱	1,916	大阪	愛知	埼玉
14	092919	他に分類されない水産食料品	1,910	北海道	静岡	宮城
15	311329	その他の自動車部品（二輪自動車部品を含む）	1,900	愛知	静岡	埼玉
16	244111	鉄骨	1,806	愛知	北海道	大阪
17	269919	その他の生産用機械器具	1,795	愛知	大阪	静岡
18	269211	プラスチック用金型	1,762	愛知	大阪	埼玉
19	267121	半導体製造装置の部分品・取付具・附属品	1,748	東京	神奈川	長野
20	097212	和生菓子	1,746	北海道	新潟	京都
21	266313	金属加工機械の部分品・取付具・附属品	1,701	愛知	大阪	神奈川
22	151311	紙以外のものに対する印刷物	1,673	東京	大阪	埼玉
23	121111	板類	1,560	北海道	宮崎	熊本
24	131114	木製棚・戸棚	1,543	埼玉	福岡	静岡
25	244519	その他の建築用金属製品	1,491	大阪	埼玉	東京
26	311317	シャシー部品、車体部品	1,483	愛知	静岡	神奈川
27	183319	その他の工業用プラスチック製品	1,483	愛知	大阪	埼玉
28	099611	そう（惣）菜	1,452	愛知	北海道	静岡
29	131119	その他の木製家具（漆塗りを除く）	1,444	愛知	埼玉	静岡
30	097211	洋生菓子	1,440	北海道	愛知	大阪

注1：産出事業所数については、全事業所で再集計した。

2：産出事業所数については、個人経営を含まない。

3：産出事業所数の調査時点については、令和3年6月1日現在である。

4：産出事業所数が同じ場合は、出荷金額の多い品目、都道府県を上位としている。

5：くず・廃物・副産物品目を除外している。

(2) 品目別出荷金額

－ 出荷金額が最も多い品目は「普通乗用車（気筒容量 2000ml を超えるもの）（シャシーを含む）」－

品目別の出荷金額をみると、輸送用機械器具の「普通乗用車（気筒容量 2000ml を超えるもの）（シャシーを含む）」（10 兆 6431 億円）、「その他の自動車部品（二輪自動車部品を含む）」（5 兆 2767 億円）、「軽・小型乗用車（気筒容量 2000ml 以下）（シャシーを含む）」（5 兆 1333 億円）、「駆動・伝導・操縦装置部品」（4 兆 5838 億円）、「シャシー部品、車体部品」（3 兆 7798 億円）、「自動車用内燃機関の部分品・取付具・附属品」（3 兆 7320 億円）や化学工業製品の「医薬品製剤（医薬部外品製剤を含む）」（7 兆 2104 億円）、石油製品・石炭製品の「ガソリン」（4 兆 1638 億円）、印刷・同関連品の「オフセット印刷物（紙に対するもの）」（2 兆 6028 億円）、プラスチック製品の「自動車用プラスチック製品」（1 兆 8930 億円）といった品目が上位を占めている（第 4 表）。

第 4 表 品目別出荷金額上位 30 品目の状況（全事業所）

順位	品目コード	品 目 名	出荷金額 令和2年 (2020年) (百万円)	主な都道府県		
				第 1 位	第 2 位	第 3 位
1	311112	普通乗用車（気筒容量 2000ml を超えるもの）（シャシーを含む）	10,643,101	愛知	福岡	広島
2	165211	医薬品製剤（医薬部外品製剤を含む）	7,210,394	静岡	埼玉	兵庫
3	311329	その他の自動車部品（二輪自動車部品を含む）	5,276,653	愛知	広島	静岡
4	311111	軽・小型乗用車（気筒容量 2000ml 以下）（シャシーを含む）	5,133,340	静岡	大阪	三重
5	311315	駆動・伝導・操縦装置部品	4,583,764	愛知	静岡	群馬
6	171111	ガソリン	4,163,794	千葉	神奈川	大阪
7	311317	シャシー部品、車体部品	3,779,804	愛知	神奈川	群馬
8	311314	自動車用内燃機関の部分品・取付具・附属品	3,731,974	愛知	三重	埼玉
9	151111	オフセット印刷物（紙に対するもの）	2,602,796	東京	埼玉	大阪
10	183211	自動車用プラスチック製品	1,892,976	愛知	静岡	岐阜
11	099939	その他の製造食料品	1,881,681	茨城	埼玉	大阪
12	289929	他に分類されない電子部品・デバイス・電子回路	1,746,922	石川	秋田	山形
13	229111	鉄鋼切断品（溶断を含む）	1,725,386	愛知	大阪	千葉
14	292219	その他の内燃機関電装品	1,703,700	愛知	兵庫	三重
15	171115	軽油	1,644,379	千葉	神奈川	大阪
16	091111	部分肉、冷凍肉（プロイラーを除く）	1,637,645	鹿児島	埼玉	北海道
17	311114	トラック（けん引車を含む）	1,628,912	神奈川	静岡	埼玉
18	267111	ウェーブプロセス（電子回路形成）用処理装置	1,628,878	宮城	熊本	滋賀
19	105111	たばこ	1,572,005	栃木	京都	静岡
20	281414	モス型集積回路（記憶素子）	1,457,853	三重	広島	宮崎
21	145311	段ボール箱	1,326,553	埼玉	愛知	神奈川
22	262111	ショベル系掘さく機	1,320,310	大阪	茨城	兵庫
23	311316	懸架・制動装置部品	1,315,023	愛知	埼玉	岐阜
24	212211	生コンクリート	1,273,831	東京	神奈川	大阪
25	221125	鋼帯	1,251,070	広島	大分	千葉
26	169919	その他の化学工業製品	1,232,462	神奈川	兵庫	静岡
27	182511	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工品	1,199,212	広島	埼玉	三重
28	106111	配合飼料	1,181,783	鹿児島	茨城	愛知
29	099511	冷凍調理食品	1,177,504	香川	千葉	大阪
30	311311	自動車用ガソリン機関（ガソリンエンジン）	1,171,779	愛知	群馬	神奈川

注1：出荷金額については、全事業所で再集計した。

2：出荷金額については、個人経営を含まない。

3：出荷金額の調査期間については、令和2年における1年間の数値である。

4：くず・廃物・副産物品目を除外している。

令和3年経済センサス - 活動調査の概要

1. 調査の目的

令和3年経済センサス - 活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とする。

2. 調査日

令和3年6月1日

3. 調査対象

(1) 甲調査

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所

ア 大分類A - 「農業、林業」に属する個人経営の事業所

イ 大分類B - 「漁業」に属する個人経営の事業所

ウ 大分類N - 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792 - 「家事サービス業」に属する事業所

エ 大分類R - 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96 - 「外国公務」に属する事業所

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所

4. 調査方法

(1) 甲調査

ア 調査員調査

原則、都道府県知事が任命した調査員が調査員調査対象の事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は調査員が調査票を回収する方法により行う。

ただし、新型コロナウイルス感染症への対応の観点から、調査員回収の代替として郵送回収を導入した市町村においては、インターネットによる回答又は郵送で市町村が直接回収する方法で行う。

イ 直轄調査

独立行政法人統計センター及び国が一括して契約する民間事業者が調査票の配布・回収を行い、本社一括回答する際の報告者である本所事業所、特定の単独事業所及び外国の会社の事業所がインターネットによる回答又は郵送で回答する方法により行う。

(2) 乙調査

国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が電子メールにより「調査票（乙）」を事業所ごとに配布する。調査への回答は、オンライン（政府共通ネットワーク又はLGWAN）により行う。

5. 調査事項

(1) 甲調査

【産業共通調査票】

① <産業共通調査票>

・全産業共通事項

ア 名称及び電話番号

イ 所在地

ウ 事業所の開設時期

エ 事業所の従業者数

オ 事業所の主な事業の内容

- カ 経営組織
- キ 法人番号
- ク 単独事業所・本所・支所の別等
- ケ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- コ 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
- サ 相手先別収入割合
- シ 設備投資の有無及び取得額
- ス 自家用自動車の保有台数（法人のみ）
- セ 土地・建物の所有の有無（法人のみ）
- ソ 資本金等の額及び外国資本比率（会社のみ）
- タ 決算月（会社のみ）

【単独事業所調査票】

・全産業共通事項（単独事業所）

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 事業所の開設時期
- エ 事業所の従業者数
- オ 事業所の主な事業の内容
- カ 経営組織
- キ 法人番号
- ク 単独事業所・本所・支所の別等
- ケ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- コ 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
- サ 事業別売上（収入）金額
- シ 設備投資の有無及び取得額
- ス 自家用自動車の保有台数
- セ 土地・建物の所有の有無
- ソ 資本金等の額及び外国資本比率（会社のみ）
- タ 決算月（会社のみ）

・産業別に調査する事項

② <農業、林業、漁業調査票>

- ア 農業、林業、漁業の収入の内訳
- イ その他の事業収入額

③ <鉱業、採石業、砂利採取業調査票>

- ア 生産数量及び生産金額
- イ その他の事業収入額

④ <製造業調査票>

- ア 人件費及び人材派遣会社への支払額
- イ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
- ウ 有形固定資産
- エ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
- オ 製造品出荷額、在庫額等
- カ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- キ 主要原材料名
- ク 工業用地及び工業用水
- ケ 作業工程

- ⑤ <卸売業、小売業調査票>
 - ア 年間商品販売額等
 - イ その他の事業収入額
 - ウ 商品売上原価
 - エ 年初及び年末商品手持額
 - オ 小売販売額の商品販売形態別割合
 - カ セルフサービス方式の採用
 - キ 売場面積
 - ク 営業時間
 - ケ 店舗形態
- ⑥ <建設業、不動産業、物品賃貸業調査票>
 - ア 建設、サービス収入の内訳
 - イ 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高
 - ウ 業態別工事種類
 - エ 相手先別収入割合
- ⑦ <飲食サービス業調査票>
 - ア サービス収入の内訳
 - イ 相手先別収入割合
- ⑧ <医療、福祉調査票>
 - ア サービス収入の内訳
- ⑨ <サービス関連産業A調査票>
 - ア サービス収入の内訳
- ⑩ <サービス関連産業B調査票>
 - ア サービス収入の内訳
 - イ 相手先別収入割合
 - ウ 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等
- ⑪ <サービス関連産業C調査票>
 - ア サービス収入の内訳
 - イ 相手先別収入割合
- ⑫ <政治団体、宗教調査票>
 - ア 政治団体、宗教の種類

【企業調査票】

- ・全産業共通事項（企業・団体）
 - ア 名称及び電話番号
 - イ 所在地
 - ウ 経営組織
 - エ 法人番号
 - オ 常用雇用者数及び支所等数
 - カ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
 - キ 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
 - ク 企業全体の事業別売上（収入）金額
 - ケ 設備投資の有無及び取得額
 - コ 自家用自動車の保有台数
 - サ 土地・建物の所有の有無
 - シ 資本金等の額及び外国資本比率（会社のみ）
 - ス 決算月（会社のみ）

・産業別に調査する事項

⑬ <企業調査票>

- ア 企業全体の主な事業の内容
- イ 商品売上原価
- ウ 年初及び年末商品手持額
- エ 建設、サービス収入の内訳
- オ 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高
- カ 業態別工事種類

⑭ <団体調査票（政治団体、宗教）>

- ア 政治団体、宗教の種類

【事業所調査票】

・全産業共通事項（事業所）

- ア 事業所の名称及び電話番号
- イ 事業所の所在地
- ウ 事業所の開設時期
- エ 事業所の従業者数
- オ 事業所の主な事業の内容
- カ 本所等の別
- キ 事業所の売上（収入）金額
- ク 事業別売上（収入）金額

・産業別に調査する事項

⑮ <農業、林業、漁業調査票>

- ア 農業、林業、漁業の収入の内訳

⑯ <鉱業、採石業、砂利採取業調査票>

- ア 費用総額及び給与総額
- イ 生産数量及び生産金額

⑰ <製造業調査票>

- ア 人件費及び人材派遣会社への支払額
- イ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
- ウ 有形固定資産
- エ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
- オ 製造品出荷額、在庫額等
- カ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- キ 主要原材料名
- ク 工業用地及び工業用水
- ケ 作業工程

⑱ <卸売業、小売業調査票>

- ア 年間商品販売額等
- イ 小売販売額の商品販売形態別割合
- ウ セルフサービス方式の採用
- エ 売場面積
- オ 営業時間
- カ 店舗形態

⑲ <建設業、サービス業調査票>

- ア 相手先別収入割合

- イ 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等
- ⑳ <政治団体、宗教調査票>
- ア 政治団体、宗教の種類

(2) 乙調査

【国、地方公共団体調査票】

- ア 事業所（機関）の名称
- イ 電話番号
- ウ 所在地
- エ 職員数
- オ 事業所（機関）の主な事業の内容

用語の解説

【産業編・地域編】

1. 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2. 従業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（1か月未満、日々雇用）は含まない。

(1) 常用労働者

「有給役員」、「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

(2) 有給役員

法人の取締役、理事などで（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を得ている人をいう。他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当する。

(3) 常用雇用者

「無期雇用者」及び「有期雇用者（1か月以上）」に分けられる。

(4) 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

(5) 有期雇用者（1か月以上）

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

(6) 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

(7) 送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

(8) 出向・派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

3. 事業に従事する者の人件費及び派遣受け入れ者に係る人材派遣会社への支払額

令和2年1月から令和2年12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいう。

4. 原材料・燃料・電力の使用額等

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における次の(1)～(6)の合計をいう。

(1) 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、

実際に製造等に使用した総使用額をいう。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

(2) 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。

(3) 電力使用額

照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

(4) 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含まない。

(5) 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣、委託生産費などの外注費は含まない。

(6) 転売した商品の仕入額

1年間のうちに実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいい、在庫品は含まない。

5. 製造品出荷額等

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

(1) 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。）を、1年間のうちに当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。ただし、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、令和2年中に返品されたものを除く。）

(2) 加工賃収入額

1年間のうちに他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

(3) その他収入額

上記(1)、(2)及びくず廃物の出荷額以外で、例えば「転売収入」、「修理料収入」、「冷蔵保管料」及び「自家発電の余剰電力の販売収入」等の収入額をいう。

6. 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者10人以上の事業所（一部を除く（*）。））

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業に支給して製造される委託生産品を含み、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

*：原材料及び燃料の在庫額は従業者30人以上の事業所

7. 有形固定資産額（従業者10人以上の事業所（一部を除く（*）。））

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

(1) 有形固定資産額の取得額等には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む。）

- エ その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等）
- (2) 建設仮勘定の増加額及び減少額
増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。
- (3) 有形固定資産の除却・売却による減少額
有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。
- (4) 減価償却額
減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。
- (5) 有形固定資産額の算式は以下のとおり。
ア 年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却・売却による減少額－減価償却額
イ 建設仮勘定の年間増減＝増加額－減少額
ウ 投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減
*：有形固定資産額の内訳である「イ建物及び構築物」、「ウ機械及び装置」、「エその他」は従業者30人以上の事業所

8. 生産額（従業者10人以上の事業所）

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における下記算式により算出した額をいう。
生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

9. 付加価値額（粗付加価値額）

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における下記算式により算出した額をいう。

(1) 従業者30人以上

付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（*1）＋推計消費税額（*2））－原材料・燃料・電力使用額等－減価償却額

(2) 従業者29人以下

粗付加価値額＝製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（*1）＋推計消費税額（*2））－原材料・燃料・電力使用額等

*1:平成29年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

*2:推計消費税額は平成13年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

10. 事業所敷地面積

令和3年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

11. 水源別用水量

事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む。）をいい、1日当

たり用水量とは、令和2年1月から令和2年12月までの1年間に使用した工業用水の総量を令和2年の操業日数で割ったものをいう。

(1) 淡水

ア 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

- ・ 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの
- ・ 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの

イ 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

ウ その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

エ 回収水は、事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいうが、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等）を通すかどうかは問わない。

(2) 海水

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいう。

【品目編】

1. 産出事業所

産業格付とは関係なく、当該品目を生産した全ての事業所を集計している。

2. 製造品の出荷

(1) 製造品の出荷

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものも含む。）を、令和2年1月から令和2年12月までの1年間に当該事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。なお、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

- ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）
- ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、令和2年中に返品されたものを除く。）

(2) 出荷金額

消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

3. 製造品の在庫（従業者30人以上の事業所）

当該事業所の所有に属する製造品のみ在庫である。

なお、品目編における製造品在庫には、半製品及び仕掛品の各勘定に属するもの、転売用の商品（他から購入した商品に加工しないでそのまま販売するもの）、特掲されていない「製造工程からでたくず及び廃物」は含まない。

4. 品目と産業の関係

製造品が複数の品目にわたる事業所の産業格付は、生産するそれぞれの品目の製造品出荷金額の大きさの割合によって、産業を決定している。したがって、生産品目は同一品目であっても、同一産業から生産されるだけでなく、他の種々な産業でも生産されていることとなる。

品目と産業との関係を見るものが、「品目編 第6表 品目別出荷における産業細分類別の産出事業所数及び出荷金額」の産出率及び「品目編 第7表 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷金額」の出荷率の統計表である。

- (1) 「品目編 第6表 品目別出荷における産業細分類別の産出事業所数及び出荷金額」は、生産品目がどの産業によって生産されたのか、産出率の高い産業順（産出率が2%未満の産業は省略）に表章したものであり、下記算式によっている。

$$A \text{ 品目の } B \text{ 産業産出率} = (A \text{ 品目の } B \text{ 産業出荷金額}) / (A \text{ 品目の全出荷金額}) \times 100$$

- (2) 「品目編 第7表 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷金額」は、それぞれの産業で出荷した品目を、出荷率の高い品目順（出荷率が2%未満の品目は省略）に表章したものであり、下記算式によっている。

$$A \text{ 産業の } B \text{ 品目出荷率} = (A \text{ 産業の } B \text{ 品目出荷金額}) / (A \text{ 産業の全出荷金額}) \times 100$$

なお、「品目編 第7表 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷金額」の産業の事業所数は、賃加工専業の事業所は除いているため、「産業編」の事業所数とは一致しない場合がある。

集計体系及び公表時期

集計区分		集計内容	公表予定			
I 速報集計	1 事業所に関する集計	地域、産業（大分類）、経営組織別、事業活動別、従業者規模別等に事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章	2022年5月31日			
	2 企業等に関する集計	地域、産業（大分類）、経営組織別、事業活動別、企業常用雇用者規模別、資本金階級別等に企業等数、従業者数、経理事項等を表章				
II 確報集計	1 事業所に関する集計	(1) 産業横断集計	① 事業所数、従業者数	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別、従業者規模別、開設時期別、存続・新設・廃業別等に事業所数、従業者数を表章	2023年6月	
			② 売上（収入）金額等	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別、事業活動別、従業者規模別等に売上（収入）金額、付加価値額等を表章		
		(2) 産業別集計	① 鉱業、採石業、砂利採取業	「鉱業、採石業、砂利採取業」について、地域、産業（小分類・細分類）別等に、事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章		2022年12月26日
				1) 概要	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額等の主要な事項について、産業（中分類）別に表章	2022年9月30日
			② 製造業	2) 品目編	品目別（6桁）について、産出事業所数、出荷額、出荷数量を表章	2022年12月26日
				3) 産業編	産業（中分類・細分類）・従業者規模別事業所数、出荷額等、産業（中分類）・都道府県・大都市別事業所数、出荷額等を表章	
		(3) 卸売業・小売業	③ 卸売業・小売業	1) 産業編（総括表）	主として産業（小分類・細分類）別の従業者規模別、年間商品販売額階級別、売場面積規模別などの階級別事業所数、年間商品販売額等を表章	2023年3月
				2) 産業編（都道府県表）	主として都道府県別、東京特別区・政令指定都市別の産業（中分類・小分類）別事業所数、年間商品販売額等を表章	
				3) 産業編（市区町村表）	市区町村別の産業（中分類・小分類）別事業所数、年間商品販売額等を表章	
				4) 品目編	商品（品目）分類別の事業所数及び年間商品販売額を表章	
	(4) サービス関連産業等	④ サービス関連産業等	地域、産業（大分類・中分類・小分類）別に事業所数、従業者数、収入を得た相手先別売上（収入）金額等を表章		2023年3月	
		2 企業等に関する集計	(1) 産業横断的集計	① 企業等数、従業者数	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別、企業常用雇用者規模別、資本金階級別等に企業等数、従業者数等を表章	2023年6月
				② 経理事項等	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別、事業活動別、企業常用雇用者規模別、資本金階級別等に経理事項等を表章	
			(2) 産業別集計	③ 建設・サービス収入の内訳	地域、産業（小分類）別に法人数、売上（収入）金額等の建設・サービス収入の内訳を表章	2022年12月26日 2023年3月 ※
産(業)業(別)集計	(2) 卸売業、小売業	「卸売業、小売業」について、産業（小分類）別、従業者規模別に、企業等数、従業者数、商品売上原価、年間商品販売額、年初・年末商品手持額等を表章		2023年3月		

・上記のほか、産業横断的集計結果公表後、立地環境特性編及び地域メッシュ統計を作成する。

※産業別に2回に分けて公表

<問合せ先>



総務省統計局

統計調査部 経済統計課経済センサス室 審査発表係

TEL : 03-5273-1389

Eメール : e-shinsa2@soumu.go.jp

ホームページ : <https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/index.html>



経済産業省

大臣官房調査統計グループ 構造統計室 経済センサス班

TEL : 03-3501-1511 内線2881～2884

Eメール : kozo-tokei@meti.go.jp

ホームページ : <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/index.html>

◆この冊子は、次のURLからダウンロードできます。

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/index.html>

◆「政府統計の総合窓口（e-Stat）」(<https://www.e-stat.go.jp/>)でも、統計データ等の各種統計情報が御覧いただけます。

◆本冊子に掲載されたデータを引用・転載する場合には、出典の表記をお願いします。

(例 出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス - 活動調査 産業別集計（製造業）結果」)